

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 4 月 7 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒064-0922 札幌市中央区南 22 条西 13 丁目

札幌市市民文化局文化部文化財課埋蔵文化財係（札幌市埋蔵文化財センター）

電話 (011)512-5430 E メールアドレス maibun@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 埋蔵文化財発掘調査補助業務（八軒 9 東 5 地区）
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和 7 年（2025 年）5 月 19 日から令和 7 年（2025 年）8 月 29 日まで
- (4) 履行場所 札幌市西区八軒 9 条東 5 丁目 7 6 6 番 2 1、2 3
- (5) 入札方法 総価で行う。入札内訳書に各工種の単価及び予定数量を乗じて得た金額を示し、入札書にその総額を記載すること。契約は、入札内訳書に記載した複数工種の単価で行う。契約単価の決定に当たっては、入札内訳書に記載された各工種の単価に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって各工種の契約額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の 110 分の 100 に相当する金額を入札内訳書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 業務を担当する事業所（本店・支店等）が札幌市内にあること。
- (7) 埋蔵文化財の調査業務の履行実績を有する者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問合せ先

上記 1 及び札幌市公式ホームページ上に掲載

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/keiyaku/ippann/hatiken2025hakkutuhoho.html>

(2) 入札書の提出期限及び提出先

令和7年(2025年)4月15日(火)11時00分(必着)

上記1の場所

(3) 開札の日時及び場所

令和7年(2025年)4月15日(火)11時00分

上記1の場所

(4) 入札書の提出方法

様式1「入札書」にて作成し、上記(2)の提出期限までに、持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、各工種の契約単価に予定数量を乗じて得た金額の総額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)したものを落札候補者として、落札を保留のうえ、下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査(事後審査方式)する。落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札は無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以降、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 詳細は入札説明書による。